

(資料四)

平成三十年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	1
特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	3

平成30年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第137号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第138号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第139号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、職員等に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 給料表の改正

職員、任期付研究員、任期付職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下「職員等」という。）の給料表を人事委員会の勧告どおり改正すること。

(2) 初任給調整手当の支給月額限度額の改正（第137号議案に限る。）

支給対象者	改正前	改正後
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	414,300円	414,800円
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	50,700円	50,800円

(3) 宿日直手当の勤務1回に係る支給額の限度額の改正

ア 通常の場合

区分	改正前	改正後
通常の宿日直勤務	4,200円	4,400円
特殊な業務を主とする宿日直勤務	7,200円	7,400円
管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務	8,100円	8,300円

イ 執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合

区 分	改 正 前	改 正 後
通常の宿日直勤務	6,300円	6,600円
特殊な業務を主とする宿日直勤務	10,800円	11,100円
管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務	12,150円	12,450円

(4) 期末手当の支給割合の改正

ア 平成30年度

任期付研究員及び特定任期付職員（第137号議案に限る。）

支 給 月	改 正 前	改 正 後
12月	100分の155	100分の160

イ 平成31年度以降

ア (イ)及び(ウ)以外の職員等

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の110	100分の120
	12月	100分の130	100分の120
特定管理職員	6月	100分の90	100分の100
	12月	100分の110	100分の100

(イ) 再任用職員、再任用教育職員及び再任用教職員（以下「再任用職員等」という。）

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の55	100分の62.5
	12月	100分の70	100分の62.5
特定管理職員	6月	100分の45	100分の52.5
	12月	100分の60	100分の52.5

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員（第137号議案に限る。）

支 給 月	改 正 前	改 正 後
6月	100分の150	100分の155
12月	100分の160	100分の155

(5) 勤勉手当の支給割合の改正

職員等（再任用職員等並びに任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）

ア 平成30年度

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の82.5	100分の87.5
特定管理職員	12月	100分の102.5	100分の107.5

イ 平成31年度以降

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の82.5	100分の85
	12月	100分の87.5	100分の85
特定管理職員	6月	100分の102.5	100分の105
	12月	100分の107.5	100分の105

(6) その他規定の整理

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2の(4)のイ及び(5)のイについては、平成31年4月1日から施行する。
- (2) 2の(1)、(2)及び(3)については平成30年4月1日から、2の(4)のア及び(5)のアについては平成30年12月1日から適用する。

第140号議案

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

第137号議案から第139号議案までによる職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、特別職の職員の期末手当の支給割合について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

期末手当の支給割合の改正

- (1) 平成30年度

支給月	改正前	改正後
12月	100分の165	100分の170

(2) 平成31年度以降

支給月	改正前	改正後
6月	100分の150	100分の160
12月	100分の170	100分の160

3 施行期日等

公布の日から施行し、2の(1)については、平成30年12月1日から適用する。ただし、2の(2)については、平成31年4月1日から施行する。